

法務省民二第2519号

平成18年11月6日

法 務 局 長 殿

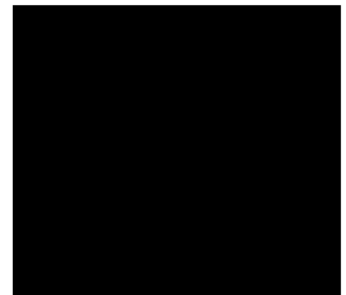
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

法務省民事局商事課長

租税特別措置法第80条の2第3項の規定に基づく登録免許税の税率の軽減  
措置に係る証明書の様式について（依命通知）

標記の件について、別紙甲号のとおり金融庁総務企画局長・厚生労働省労働基準  
局勤労者生活部長・農林水産省経営局長から民事局長あて照会があり、別紙乙号の  
とおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



金総第2255号  
基勤発第1026001号  
18経営第4559号  
平成18年10月27日

法務省民事局長 殿

金融庁総務企画局長

厚生労働省労働基準局勤労者生活部長

農林水産省経営局長

租税特別措置法第80条の2第3項の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第80条の2第3項第1号に規定する金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）第17条第1項の経営強化計画又は租税特別措置法第80条の2第3項第2号に規定する金融機能の強化のための特別措置に関する法律第19条第1項の変更後の経営強化計画に基づき行う登記の税率の軽減に係る主務大臣の証明書を別添の様式第1号及び様式第2号のとおりとしたいので、登記手続上これで差し支えないか照会します。差し支えなければ、その旨、貴管下法務局及び地方法務局に対し周知方お取り計らい願います。

なお、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に係る本様式に基づく証明を行う主務大臣は、内閣総理大臣、内閣総理大臣及び厚生労働大臣又は内閣総理大臣及び農林水産大臣であるので、念のため申し添えます。

様式第1号（第80条の2第3項において準用する同条第1項第1号、第2号又は第3号関係）

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿  
(主務大臣名)

本店の所在地  
商 号  
代表者の資格及び氏名 印〔注1〕

下記事項が租税特別措置法第80条の2第3項において準用する同条第1項第〇号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の3第4項の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人 [注2]
2. 登記事項の内容 [注3]
3. 登記予定年月日  
年 月 日
4. 租税特別措置法第80条の2第3項第1号（第2号）に規定する金融機能の強化のための特別措置に関する法律第17条第1項（第19条第1項）の経営強化計画（変更後の経営強化計画）に係る  
主務大臣の決定（承認）の年月日  
年 月 日  
提出年月日  
年 月 日 [注4]
5. 経営強化計画（変更後の経営強化計画）中登記事項の該当する箇所 [注4、5]

上記事項は、租税特別措置法第80条の2第3項において準用する同条第1項第〇号に該当するものであることを証明します。

番 号  
年 月 日  
主務大臣名 印

〔注1〕 登記申請人である会社の本店の所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。

なお、会社の設立の場合においては、設立される会社の表示並びに代表者となる者の資格及び氏名を記載する。また、合併による設立の場合には、合併により存続する会社（新設合併のときは、消滅する会社も連名で記載することを要す。）の本店の所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

〔注2〕 登記申請人である会社の本店の所在地及び商号を記載する。なお、会社の設立の場合には設立される会社の商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

〔注3〕 例えば、次のとおり記載し、資本金や増加する資本金の額については、切り捨て等の省略をしてはならない。

(1) 租税特別措置法第80条の2第3項において準用する同条第1項第1号に係る登記の場合

〇〇株式会社、〇〇株式会社、〇〇株式会社及び〇〇株式会社の共同出資（出資比率は各社〇〇パーセント）による〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）の設立（又は資本金の額の増加（〇月〇日の増資、増加する資本金の額〇〇円））

(2) 同条第3項において準用する同条第1項第2号に係る登記の場合

① 新設合併の場合

〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）と〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）の新設合併による〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）の設立（そのうち、〇〇株式会社が新たに株式を発行することにより、増加する資本金の額は〇〇円）

② 吸収合併の場合

〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）が〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）を吸収合併し、存続会社である〇〇株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（〇月〇日の増資、増加する資本金の額〇〇円）

(3) 同条第3項において準用する同条第1項第3号に係る登記の場合

① 新設分割の場合

〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）の新設分割による〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）の設立（そのうち、〇〇株式会社が新たに株式を発行することにより、増加する資本金の額は〇〇円）

② 吸収分割の場合

〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）からの吸収分割により〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（〇月〇日の増資、増加する資本金の額〇〇円）

〔注4〕 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第17条第1項の経営強化計画に係る主務大臣の決定に関する申請の場合は、括弧書きを削り、同法第19条第1項の変更後

の経営強化計画に係る主務大臣の承認に関する申請の場合は、下線部を括弧書きの用語に置き換える。

[注5] 例えば、次のとおり記載する。

2. に記載する登記事項は○第○○号により主務大臣の決定を受けた経営強化計画の○-○-○ (当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3-別表6-(1))等に記載されている。

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿  
（主務大臣名）

本店又は主たる事務所の所在地  
商号又は名称  
代表者の資格及び氏名 印〔注1〕

下記事項が租税特別措置法第80条の2第3項において準用する同条第1項第〇号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の3第4項の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人

(1) 譲受人（登記権利者）

本店又は主たる事務所の所在地  
商号又は名称

(2) 譲渡人（登記義務者）

本店又は主たる事務所の所在地  
商号又は名称

2. 登記事項の内容

〔注2〕

3. 登記予定年月日

年 月 日

4. 租税特別措置法第80条の2第3項第1号（第2号）に規定する金融機能の強化のための特別措置に関する法律第17条第1項（第19条第1項）の経営強化計画（変更後の経営強化計画）に係る

主務大臣の決定（承認）の年月日

年 月 日

提出年月日

年 月 日

〔注3〕

5. 経営強化計画（変更後の経営強化計画）中登記事項の該当する箇所

〔注3、4〕

6. 不動産の表示（別紙）

7. 分割の場合、分割年月日

年 月 日

上記事項は、租税特別措置法第80条の2第3項において準用する同条第1項第〇号に該当するものであることを証明します。

番 号

年 月 日

主務大臣名

印

[注1] 登記申請人である法人の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の資格及び氏名を記載し押印する。

なお、法人の設立の場合においては、設立される法人の表示並びに代表者となる者の資格及び氏名を記載する。また、合併による設立の場合には、合併により存続する法人（新設合併のときは、消滅する法人も連名で記載することを要す。）の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

[注2] 例えば、次のとおり所有権又は抵当権の移転の原因及び年月日を記載する。

(1) 租税特別措置法第80条の2第3項において準用する同条第1項第4号又は第6号に係る登記の場合

- ① ○○株式会社と○○株式会社の合併（新設分割）による○○株式会社の設立（又は資本金若しくは出資金の額の増加）の場合における、平成○年○月○日に行われた合併（新設分割）等による所有権（抵当権）移転
- ② ○○株式会社が○○株式会社を吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成○年○月○日に行われた合併等による所有権（抵当権）移転
- ③ ○○株式会社からの吸収分割による○○株式会社（資本金○○億円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成○年○月○日に行われた分割等による所有権（抵当権）移転
- ④ 平成○年○月○日に行われた農林中央金庫と○○信用農業協同組合連合会との合併によって農林中央金庫が取得した所有権（抵当権）移転

(2) 同条第3項において準用する同条第1項第5号に係る登記の場合

- ① ○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資による○○株式会社の設立（又は、資本金若しくは出資金の額の増加）の場合における、平成○年○月○日に行われた現物出資（売買）等による抵当権移転
- ② 平成○年○月○日に行われた現物出資（売買）等による抵当権移転
- ③ 農林中央金庫（○○信用農業協同組合連合会）が○○信用農業協同組合連合会（○○農業協同組合）からの事業譲渡（信用事業の全部（又は一部）の譲受け）によって農林中央金庫（○○信用農業協同組合連合会）が取得した抵当権移転

[注3] 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第17条第1項の経営強化計画に係る主務大臣の決定に関する申請の場合は、括弧書きを削り、同法第19条第1項の変更後の経営強化計画に係る主務大臣の承認に関する申請の場合は、下線部を括弧書きの用語に置き換える。

[注4] 例えば、次のとおり記載する。

2. に記載する登記事項は○第○○号により主務大臣の決定を受けた経営強化計画の○-○-○（当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3-別表6-(1)）等に記載されている。

(別紙)

1. 土地

所 在	地 番	地 目	地 積	権利の種類

[注1] 「所在」、「地番」、「地目」、及び「地積」欄は、いずれも登記簿の記録に合わせて記載する。

[注2] 「権利の種類」欄は、所有権、根抵当権又は抵当権の別を記載する。

2. 建物

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積	権利の種類

[注1] 「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記簿の記録に合わせて記載する。

[注2] 「権利の種類」欄は、所有権、根抵当権又は抵当権の別を記載する。



法務省民二第2518号

平成18年11月6日

金融庁総務企画局長 殿

厚生労働省労働基準局勤労者生活部長 殿

農林水産省経営局長 殿

法務省民事局長

租税特別措置法第80条の2第3項の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について（回答）

本年10月27日付け金総第2255号，基勤発第1026001号，18経営第4559号をもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお，この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので，申し添えます。